

職業保健は包括的な分野であり、雇用によって生じるあらゆる傷害、職業病を含む労働災害および作業関連疾患、そして仕事と健康との相互関係にまつわるあらゆる側面をカバーする。職業保健専門家はあらゆる機会をとらえて、健康と安全に関する設備、方法や手順の計画設計に参画し、また労働者の参加を奨励するべきである。職業保健専門家は労働者の健康促進に責任があり、健康上の障害やハンディキャップがあっても労働者が仕事を獲得しこれを維持できるよう援助しなければならない。ここで用いている労働者（workers）という言葉は広い意味で使っており、すべての雇用されている人、マネージメントに従事する者、自営業者をも含んでいる。

職業保健におけるアプローチは学際的であり部門を超えたものである。これに関与する人々の義務は多岐にわたり、その関係も非常に複雑である。したがって、職業保健専門家の役割、他の分野の専門家や他の保健専門家、経済、社会、保健政策と開発の領域を担当する人々との関係を定義することが重要である。そのためには、職業保健専門家の倫理と専門家としての行動規範について明確な考えをもつ必要がある。

一般に、任務や義務は法律の規制にしたがって定義される。雇用主は従業員の健康と安全に責任を負わねばならない。職業ごとにそれぞれ固有の義務とそれに伴う責任がある。いくつかの分野から専門家が集まって学際的なアプローチによる仕事を行う場合、何らかの共通の倫理原則にもとづいて行動し、かつそれぞれの義務、責任、専門上の基準を互いに理解することが重要になる。倫理面、わけても個人の権利と集団としての権利はもちろん、雇用保全の権利と健康保護の権利、情報公開に対する権利と守秘義務の権利など、相反する権利が関わっている場合は、特に注意が必要である。

職業保健専門家がその機能を果たす条件や職業保健サービスの運用条件は法の規制をうけることが多い。健全な職業保健業務のための基本要件のひとつは完全な職業的独立である。すなわち職業保健専門家は自己の知識と良心に基づいて、特定事業体に属する労働者の健康と安全のために判断を下し助言を与えることができるよう、任務遂行にあたって専門家としての独立を確保する必要がある。

職業保健活動を受け入れ可能なものとするために必要な基本要件があるが、こうした実施条件は国の規制の中に特記されている場合がある。基本要件として、作業現場に自由に立ち入りができる、サンプル採取を行って労働環境を評価し、職務の分析を行い、事故後の調査に参加することができる、あるいは事業体における安全と衛生基準の施行について行政当局と協議を行うことができる、などといったことが特に重要である。職業保健専門家が職務を正しくかつ高い水準で遂行するためにはそれ相当の予算がなければならない。その中には適切な人材配置、訓練と再教育、サポート体制、必要な情報やしかるべき上部組織へのアクセスなどが含まれる。

本倫理規定では、職業保健実施上の倫理に関する一般的な原則を決める。いくつかの特別な分野についてのより具体的な規定については、各国で職業別に設けられた倫理規定やガイドラインに詳しい。本書の末尾に職業保健における倫理に関する参考文献を挙げた。本倫理規定は、職業保健活動に従事し、労働環境、労働条件の改善に力を注いでいる人々の手引きとし、職業保健におけるチームワークと学際的アプローチのための共通ルールの展開に貢献することを目的とする。

本倫理規定の作成について、ICOH理事会は1987年シドニーで討議を行った。モントリオール

で草案を理事会メンバーに配布し、1990年末から1991年初頭にかけて協議にかけた。職業保健専門家のためのICOH倫理規定は、1991年11月29日理事会の承認を得た。本書は定期的に見直しを行うことになっている。本書の内容改善に関するご意見をICOH事務局長宛にお寄せいただきたい。

基本原則

以下に、国際職業保健委員会（ICOH）が作成した職業保健専門家のための国際倫理規定の基盤をなす倫理原則を要約する。

職業保健活動は、専門家としての最高の水準を維持し、かつ倫理原則にのっとって実施されなければならない。職業保健専門家は、個々の労働者およびに集団の労働者の健康と社会的安寧に尽くさねばならない。また彼らは環境保健ならびに地域保健に貢献する。

職業保健専門家の義務は労働者の生活と健康を守り、人間の尊厳を守り、職業保健に関する政策および計画における倫理原則の徹底を図ることにある。高潔な態度をもって任務遂行に臨み、公平な立場に立って労働者の健康に関するデータの秘密や個人のプライバシーを守めることは義務の一部である。

職業保健専門家はエキスパートであり、その機能の遂行にあたって職業上の完全な独立を保証されなければならない。任務遂行に必要な能力を獲得し維持しなければならない。また専門家としての倫理に基づき正しく任務を遂行するために必要な条件が整えられていなければならない。

職業保健専門家の義務と責任

目的と専門家としての役割

1. 職業保健活動の第一の目的は労働者の健康を守り、安全で健康な労働環境を作り出すことにある。そのためには、職業保健専門家は信頼のおける方法を用いてリスク評価を行い、有効な予防手段を提示し、その実施を見届ける義務がある。職業保健専門家は、雇用主が職場の安全と保健に関する責任を全うできるよう、専門家としての適切な助言を与え、また労働者には仕事における健康を守りかつ推進するために誠実な助言を与える義務がある。安全と保健に関する委員会がある場合は、職業保健専門家はこれらと直接接触を保たねばならない。

一般知識と専門知識

2. 職業保健専門家は仕事と労働環境をよく知るだけでなく、自分の能力を高め、科学技術にする知識、職業上の危険要因、さらにこれらに関するリスクをなくすまたはへらすための効率的な手段などについての最新の知識をもつためのたゆみない努力を求められている。職業保健専門家はまた、定期的にかつ日常的に可能な限り、職場を訪問し、そこで行われている仕事について労働者、技術者、経営者の相談を受ける義務がある。

方針と計画の展開

3. 職業保健専門家は、労働者の健康を左右する職場での要因に関して、経営者と労働者に助

言を与えねばならない。職業上の危険要因についてのリスク評価は、企業のニーズにあった職業安全・衛生に関する方針や予防計画の確立につながるようなものでなければならない。職業保健専門家は、最新の科学技術に関する専門知識や労働環境についての自分の知識に基づいてかかる方針を提起しなければならない。また職場で予想されるリスクにあわせて衛生と安全に及ぼす職業上の危険要因を管理し、監視し、そして万一の事故に備えて影響を最小限に止めるために必要な措置を含む予防計画を提案しなければならない。

予防と迅速な対応の重要性

4. 費用効果が高く、技術的安全で、実施が容易である簡単な予防策を迅速に行うことが特に重要である。さらに調査を重ねてこれらの予防策が効率がよいかどうかをチェックし、必要に応じてより完成度の高い対策を薦めなければならない。職業上の危険がどの程度ひどいかがはっきりしない場合は、慎重を期してただちに予防策を講じるべきである。

改善措置のフォローアップ

5. 過度のリスクを排除するための適切な手段を否定したり、躊躇する場合、あるいは健康や安全に対する危険が明らかに存在するのにこれを改善しようとしめない場合、職業保健専門家は可及的速やかに、書面で経営上層部に対して問題と考える点をはっきりと伝えて、経営者に科学的知識を考慮し、被曝限界値を含め適切な健康を守る基準を適用する必要があることを強調し、また雇用している労働者の健康を守るために法律や規則を遵守する義務のあることを指摘しなければならない。必要に応じて対象となった労働者とその企業における労働者の代表に連絡をとり、かつ管轄当局にも連絡を行う。

安全と健康に関する情報

6. 職業保健専門家は、ばくろされる可能性のある職業上の危険について、労働者に対し事実を包み隠さず伝えかつ予防策を客観的で慎重なやり方で知らせる義務がある。職業保健担当者は雇用主と協力し、彼らが予測される職業上の危険に関してわかっている範囲で必要な情報とトレーニングを労働者と経営幹部に提供できるように力を貸さなければならない。

企業秘密

7. 職業保健専門家は、その活動で知り得た企業秘密を開示してはならない。ただし、労働者あるいは地域社会の安全と健康を守るうえで必要な情報を隠匿してはならない。必要に応じて、職業保健専門家は当該分野での法の実施を監督する行政当局と相談しなければならない。

ヘルスサーベイランス

8. ヘルスサーベイランスの目的と詳細は明確に定義し、労働者にもこれを伝えなければならない。こうしたサーベイランスの有効性を評価しなければならない。サーベイランスは労働者に通知の上同意を得て、管轄当局が承認する職業保健専門家が行うものとする。ふるいわけ集団検診やヘルスサーベイランスに参加した労働者とは結果のよしあしを問わず当人と話し合わなければならない。

労働者に対する情報

9. ヘルスサーベイランスの一環として行われた検診の結果について、当事者である労働者に説明を行わなければならない。特定の職種に対する適性があるかどうか、健康診断の結果と、その職種に求められる要件や職場をよく知ったうえで評価しなければならない。本人の関心や利害と矛盾する職業適性判断結果が出た場合、労働者にはこれについて反論する機会が与えられていることを告知しなければならない。これに関連して、訴えを扱う手続きをつくらなければならない。

雇主に対する情報

10. 国の法律、規制などで定められる検診の結果は、予定される職種に対する適性、任務割当あるいは労働災害の危険に関連する医学的立場からみて必要とされる制限事項などについてのみ、経営者に伝えるものとする。職業適性、健康あるいは労働災害による健康についての影響の可能性あるいは確率などに関する一般的な情報は、本人の同意を得てのみ提供することができる。

第三者に対する危険

11. 労働者の健康状態や仕事の内容が第三者の安全性を脅かすような性質のものである場合は、本人にその旨を明確に知らせなければならない。危険度が極めて高い場合は、第三者を守るために必要な対策について経営者や、国家の規則にその旨の規定がある場合は管轄当局に対しても情報を伝えなければならない。

生物学的モニタリングと調査

12. 生物学的試験や調査は、実験方法の感度、特異性、予測値の正確さを十分考慮に入れた上で労働者の健康を守るための有効性に基づいて選択されなければならない。職業保健専門家は、仕事を割り当てる際の必要条件との関連で信頼性に欠けたり、十分な予測ができないスクリーニングテストや調査を用いてはならない。検査や方法に選択の幅があり、選択吟味することが望ましい場合には、常に労働者の健康に危険のない非侵襲性の方法や検査をまずとりあげるべきである。検査を受ける労働者の健康に害があるかもしれない侵襲性のある調査や検査は、その功罪をよく検討したうえで初めて勧告できるものであって、保険金請求との関連でこうした選択をしてはならない。このような調査を実施するには、労働者の情報に基づく同意がなければならずまた実施にあたっては最高の専門水準を守らなければならない。

健康推進活動

13. 職業保健専門家は、健康教育、健康推進活動、集団検診などの活動を通じてさまざまな形で公衆衛生に貢献できる。こうした活動を通して、職業保健専門家は雇用主、労働者双方に働きかけて活動の計画や実施に参加を促さなければならない。また職業保健専門家は労働者の健康に関する個人データの秘密を守らなければならない。